

和泉守護所の位置を探る

森 田 恭 二

一、問題の提起

『政基公旅引付』^①によると、当時の和泉守護所が堺にあったこと、守護代の拠点が岸和田や泉大津、泉佐野にあったことが窺える。

しかし、さらに詳細に、堺の守護所がどこにあったのか、守護代以下の拠点の館が、岸和田・泉大津・泉佐野のそれぞれどこにあったかは不明のままである。

「大仙遺跡」が和泉守護所の可能性があることを初めて指摘したのは、二〇〇四年八月二一日・二二日両日岐阜市で行われた「第一二回東海考古学フォーラム岐阜大会・守護所・戦国城下町を考える」における、廣田浩治氏の発表である。

廣田浩治氏の報告をまとめた第一二回東海考古学フォーラム岐阜大会『守護所・戦国城下町を考える』第二分冊「堺」では、次のように述べている。

(前略)堺には守護代・奉行・被官が多数詰める居館や宿所があった筈で、町衆の自治都市という側面のみならず、武家の都市としての性格も今後の検討課題である。堺の守護所は、武家居館の発掘検出がなく位置は不明である。ただし環濠都市の東南、大仙陵の西にある大仙遺跡の城館は方一町以上と大規模なもので、一五世紀の守護支配との関係を予想させる。しかし一六世紀の守護所は未だその候補地がない。一六世紀前期、三好氏により海船政所(浜の邸宅・楼台とされる)が建てられた。享禄五(一五三二)年、三好元長は一向一揆に敗れ堺顕本寺で自害した。寺院が守護や三好氏ら、武家の宿所に使われた可能性もある。天正三(一五七五)年、十河・香西氏が堺の新堀に出島を構えて信長に抵抗した(信長公記)。天文七(一五四八)年の細川晴元政権崩壊とともに守護細川元常が没落すると、守護代の松浦守が自立するが、国人を束ねる松浦氏の本拠は岸和田に移り、堺は三好長慶政権の直轄地となり、守護所の性格を

喪失した。以後も堺は信長（和泉の分国主）の直轄となり、松浦氏や和泉国衆から切り離された。守護（守護代）権力を継承した国衆が支配できない国内最大の都市・堺は地域経済に圧倒的影響力を持ち、しかも国際交易都市でもあった。秀吉段階に堺の環濠は破壊され、大坂夏の陣の戦火などで、中世自治都市堺も歴史も閉幕した。

その後、古野貢氏「細川氏権力と港湾都市」（『難波宮から大坂へ』所収、和泉書院、二〇〇六年三月）は、次のように問題を提起している。

このうち南荘は、応永二六年以降相国寺塔頭崇寿員領として準幕府御料所化することになる。その経緯としては、義満存命中は仁木義貞や御賀丸といった側近が和泉守護とされ、堺掌握が図られたと考えられるが、義満死後の応永一五年（一四〇八）、細川氏庶流の頼長と満久両人が和泉守護に補佐された。また山名、大内、細川などの諸氏が務めた和泉守護の守護所は、一貫して堺に置かれたと考えられる。それは時代は下るが文亀元年（二五〇二）、日根荘へ下向する九条政基がその途中で堺に立ち寄り、上下守護に下向のあいさつをしようとしていることから推測できる。ただし、堺における守護所がどこであったのか、具体的な場所は明らかにしていない。堺街区内で守護所として画するような地割りや遺構は確認できていない。大仙陵西に位置する大仙遺跡の城跡が、当該期の守護所に一般的な一町四

方を超える地割りを持つことが指摘されているが、今後の検討課題といえる。（和泉守護は印刷では撰津守護となっているが明らかな校訂ミスで和泉が正しいので訂正した。）

内堀信雄・鈴木正貴・仁木宏・三宅唯美氏編『守護所と戦国城下町』（高志書院、二〇〇六年六月）は、第一二回東海考古学フォーラム岐阜大会「守護所・城下町を考える」に基づいた研究成果をまとめたものである。その内の福島克彦氏「戦国期畿内近国の都市と守護所」は、次のように堺について記している。

『政基公旅引付』には「大津」（泉大津市）や佐野（泉佐野市）が「守護所」と記されているが、同時期でも、守護自身は堺に滞在していた。なお、堺、大津、佐野は、いずれも守護居館が後発的存在であり、守護所はあくまでも既存の港津に吸着した存在であった。さらに、大永七年（一五二七）には、足利義維と細川晴元、三好元長が「堺公方御下知」を各地に発注するなど、独自の権力体を成立させていた。また、三好長慶や松永久秀も長期滞在しており、こうした武家権力の居所となっていた。ただし、こうした武家の拠点は少なくとも一七世紀段階には埋没しており、守護所の伝承地さえ判然としない。

廣田浩治氏・古野貢氏は、ともに大仙遺跡が一五世紀段階における守護所の可能性があることを指摘したに留まっている。

ただし、後述する大阪府教育委員会『大仙遺跡発掘調査概要Ⅳ』

(一九九六年三月)では、寛正五年(一四六四)銘の平瓦出土が報告されており、さらにこの遺跡について考察を深める必要性があると考える。

『政基公旅引付』文龜元年(一五〇一)の和泉守護所がどこであるのかは熟考を要する。

福島克彦氏は、和泉の守護所について、堺・泉大津・佐野いずれもが既存の港津に吸着した存在で、港津に後発的に設置された特色をしている。現段階では、「守護所の伝承地さえ判然としない。」と結んでいる。

以上のような諸先学の研究成果を参考としながら、今一度、発掘調査成果の検討と、守護所堺関連資料の検討、守護(代)所岸和田関連資料の検討を行い、和泉守護所について考察してみたい。

二、発掘調査成果の検討

廣田浩治氏・古野貢氏がとりあげられた『大仙遺跡発掘調査概要』は、これまで四冊(I・II・III・IV)が刊行されている。

以下、大仙遺跡の城館跡および寺院跡を発掘した成果、『大仙遺跡発掘調査概要』のII・III・IVをとりあげると、次のようである。

旧大阪女子大学大仙キャンパスの地が、室町時代の城館の一部であったことは、すでに一九七五年三月発行の大阪府教育委員会『大仙遺跡発掘調査概要II』で明らかにされている。

①大阪府教育委員会『大仙遺跡発掘調査概要II』(一九七五年三月)

その中で、「三、室町時代初期の遺物・遺構の性格」として、「a. 城館跡の時期」・「b. 城館跡の遺構と規模」・「c. 城館跡の性格」の項を立て、次のように述べている。

館跡としてこの地を選んだということは、仁徳陵の濠を利用することが、当初からその計画に盛り込まれていたに違いない。又、現在地表面の遺物の散布等からも、館跡の規模を推測すれば、北側は、仁徳陵陪塚の一つ、樋谷古墳のラインまでで、丁度この附近で、地形に扶れが認められ、古墳の名称からも地形の変換点と認められる。以上のことが認められるならば、当城館跡の規模は、南北約四五〇米、東西約一五〇米を測り、非常に大規模なものとなる。

城館跡の性格―前記した様な、南北四五〇米、東西一五〇米とというような大規模な城館跡の全体を考えなくても、今回検出された部分のみで、その規模の大きさ、計画的かつ整然たる配置、防禦的な構造、多人数の居住を示す井戸、掘建柱建物群と遺物、加えて、一四世紀後半から一五世紀という時期を考慮するならば、当遺跡遺構の性格は、城館以外には考えられない。

大阪府教育委員会『大仙遺跡発掘調査概要II』は、「南北四五〇米、東西一五〇米の大規模な城館跡」と結論している。このような規模は、方一町ないし方二町であった守護および有力武家の城館が、当

然想定できよう。

もし、和泉上・下守護館が併立して造営されているならば、その可能性は捨てがたい。

②大阪府教育委員会『大仙遺跡発掘調査概要Ⅲ』（一九八九年三月）

大仙遺跡周辺では戦前から平安時代末～鎌倉時代の瓦の散布が知られていたが発掘調査が実施されたことはなかった。当該地は大阪府立大学農学部用地として利用されてきたが一九六〇年終わりになり府立大学の統廃合計画にともない跡地に大坂女子大が移転することが決定した。

（中略）

一九七四年六月から一〇月にかけてC～H地区の調査が実施されることになった。C地区では二個の長方形の遺構が細く短い水路によって連接された形の遺構が検出され、「濠あるいは中世文書に出てくる城砦の周囲にめぐらされた泥田」と推定された。D地区では五世紀後半の南北小溝、半円形溝状遺構が検出されている。E地区はその北端で城館をめぐる堀の一部が検出され、「南北朝」期の瓦質土器類、平安末から鎌倉時代の瓦、五世紀末から六世紀の埴輪が出土している。埴輪の八割方は須恵質であったという。F地区はほぼ中央部に城館の西辺を画する二重の堀があり、その東方は東西方向の溝によりさらにいくつかに区画され井戸、土壇、ピット等が多く検出された。二重堀の西方は

やはり東西溝により区画され井戸、土壇、ピット等がある。その西辺は蛇行する南北溝で画され、その溝からC地区の「泥田」に向かう溝が派生している。G地区は弥生～古墳時代の自然流路があり土器の他、扉（出土前は盾と認識された）等の木製品が出土している。H地区では遺跡は検出されなかった。

C・E・F地区の一四世紀後半から一五世紀の遺構については調査者により第三図の模式図に示すような大規模な城館が想定されている。城館主要都市部は東辺は大山古墳の外濠を利用し、西辺はF地区の南北方向の二重濠である。二重濠の内側は東西方向の濠で三つに区分され、その中は井戸の分布状況からさらに細かく分割されることが想定されている。区画内には多くの土壇・ピットが存在したが、建物の配置状況等は不明である。二重濠の西には蛇行する溝があり、二重濠と蛇行溝の間は東西方向の溝により二つの区画に分割される。蛇行溝の西にはC地区で検出された「泥田」がある。南北限については、遺物の散布状況や微地形の観察から、南は大山古墳前方部外濠の延長線、北は樋の谷古墳付近の開析谷と推定されその間約四五〇メートルである。

（中略）

今回の調査は大仙遺跡の一四年ぶりの本格的調査であった。前回のA～H地区という調査区の呼称に続けて今回の調査区をI地区とした。

(中略)

個々の遺構出土の土器の時期はかなりの幅があり、編年の基準となる一括出土遺物と評価することはできない。堺環濠都市の編年を参考に各遺構の遺物を見ると以下ようになる。羽釜は上野分類のA類二・三タイプ、甕は野田分類の四・五段階が中心と見られ、一五世紀の中頃～後半に位置づけられる。また野田分類の八・九段階の甕も見られ、瓦も一七世紀代のもつと見られる。このように、遺物の時期は一五世紀のものが量的に中心となるが、一七世紀代のものもかなり見られる。ほかに一四世紀代、あるいは古墳時代のものも少量あるが、これらが各遺構において混在して出土した。

したがって遺物が出土していないものもあるが、各遺構の時期はおおむね一七世紀代以降と見るのが妥当であろう。前回の調査で検出された一四世紀代後半から一五世紀の城館とは直接の関係はなく、城館の規模・構造について参考になる新たな知見はあまり得ることはできなかった。

しかし、遺物の量としては一五世紀代のもものが大部分で、この付近に城館に關係する遺構がかって存在していた可能性は否定できない。

大阪府教育委員会『大仙遺跡発掘調査概要Ⅳ』は、新たな地区の発掘をしたが一七世紀代以降の遺構であったとしている。しかし、

その中に出土した遺物が一五世紀代の物が大部分で、かってここに城館が存在した可能性があるともしている。

③大阪府教育委員会『大仙遺跡発掘調査概要Ⅳ』(一九九六年三月)

今回の女性学研究センター築造部の調査においては、第二次世界大戦時に築造された高射砲基礎部、および中世寺院に關連すると考えられる遺構の二時期を確認した。(中略)

(一) 多量の中世瓦が出土した。このことから、調査地は中世寺院に關わる範囲と考えられた。時期は出土瓦の型式からすれば、平安時代末(一二世紀)から室町時代中期(一五世紀)であり、その間にいく度か補修され、一五世紀後半～一六世紀には廃絶した、と考えられる。

(二) 遺構としては、溝SD四と六～八が注目できる。これらはほぼ並行することから一連のものと考えられる。前者は寺院關連施設の外堀、校舎は溝底に注穴が確認できるので柵、あるいは土塀等と考えておくことが妥当であろう。そうすれば寺院關連建物は検出できなかったが、調査地の北に推定しておくことが妥当であろう。

(中略)

SD四出土の「寛正伍□」へら書き銘の丸瓦。四字目は欠損しているが、一部の残存から「年」であったと考えられ、そうすれば室町時代中頃の二四六四年を示す。

(中略)

大仙遺跡の方形に区画された溝遺跡については『大仙遺跡発掘調査概要Ⅱ』の段階から室町時代の城館跡とする解釈が示されている。この部分、以下のように報告されている。

- ①「当該調査地の東半分全域から、平安末〜鎌倉時代に相当する屋瓦類が、かなりの点数出土した。これらは、主として濠跡や井戸跡の埋土中より、瓦器や瓦質土器等と共に出土したが、時期については、決してそれらと同じくするものでもなく、又検出された遺構（城館跡）とも対応するものでもなかった。屋瓦類を伴う遺構として、ここで予想されるのは、一般的には、寺院跡以外に考えられず、それらの遺構の検出に努めたが、結局、全くその痕跡すら明らかにすることが出来ず、…、続いて同所に施行された大規模な城館跡の建設等によって、全く跡形もなく消滅してしまっただ…。」
- ②「瓦類については、…大部分が、鎌倉時代に属するもので、若干、室町時代に入るものもあるが、数量的にごくわずかであった。」
- ③「当寺院の創建は、…平安末に求められ、…廃絶は、室町初頭と考えられる…。」
- ④「城館跡の年代は、一四世紀後半から一五世紀初頭（室町時代初期）…。」

以上のように、①②の調査所見から③④の結論にいたる。すなわち、平安時代末から室町時代初期には寺院が存在したが、その後室町時代には城館が築造された、とされた。その後も調査に参加された広瀬和雄氏によって汎日本的な視野にたつて、城館跡としての位置づけがなされてきたのである。

今回の調査においても、①②の遺物内容は同じであるし、遺構も方向を同じくする溝であることも共通している。つまり、今回と先回の遺構は一連のものであることは間違いないであろう。あえて異なる点をあげれば、今回は日常雑器が極端に少ないこと、「寛正伍□」文字瓦から少なくとも一五世紀中頃にも瓦の葺き替えを行った寺院関連の建物の存在が想定できることである。出土した軒瓦の型式学的な位置付けは鎌倉時代を主体にするのだろうが、遺構（SD四等）の廃絶は一五世紀中頃以降、同後半の内に想定できそうで、そう考えれば伴出した日常雑器の時期とも矛盾しないことになる。

大阪府教育委員会『大仙遺跡発掘調査概要Ⅳ』では、「寛正五年の文字瓦から少なくとも一五世紀中頃にも瓦の葺き替えを行った寺院関連の建物の存在が想定できる。」とし、城館遺跡に並んで寺院跡が存在した可能性を指摘している。

三、守護所塚関連史料の検討

ところで文献資料によって守護所が塚のどこにあったかは、考察できないのであろうか。

以下、和泉守護所に関連すると思われる史料を順次検討していくことにする。

①「熊野詣日記」(神道大系文学編参詣記)

応永三四年(一四二七)九月二一日条に足利義満の側室北野殿が熊野参詣の途次、塚・国府を通過した記事がある。

さかひにて、こやしなひす、御所さま住吉の浦にて例のごとく片箱御賞翫、予さかひの道場の前にて入御をまぢにて供奉、国符より二里はかり此方にて、和泉の守護代官(実意)なにかしとかや申物まいりて御とまり国符に先々のことく用意申よし申入、御宿国符、
応永三四年段階で守護所が塚にあったのかは定かではない。しかし、「守護代官某」が出現して、北野殿の宿所を国府(和泉府中)に準備した旨を伝えている。従って守護所は塚近辺にあった可能性が高いと言えるのであろう。

②『蔗軒日録』文明一七年(一四八五)閏三月二八日条

廿八、雨下、土用、終日心地暢快、且暮食有味、献青説於泉之両大守并両守護代、玄林僧飯寺、泉云、夜中寒、

③『蔗軒日録』文明十八年(一四八六)十二月十一日条

十一日、(中略)刑部大夫頼春、京ノ律師、定善、ホソ川ノ始也、武州頼之、第二ノ弟、讚州ノ先祖也、第三ノ弟、右京大夫頼元、依無之相統、頼元ノ子岩栖院殿、弘元寺右京大夫持之、右京大夫勝元、号龍女寺殿、武州政元、右京大夫ハ当官也、頼之ノ下、阿波守、イツミノ下ノ屋形ノ先祖、

『蔗軒日録』では、塚に滞在した海会寺の季弘大叔が、守護のことを書いている。

文明一八年二月二一日条には、「頼之ノ下、阿波守、イツミノ下ノ屋形ノ先祖」と記し、上・下の守護がいたことを記す。また、前年の閏三月二八日条で、「献青説於泉之両大守并両守護代」と記し、和泉上守護細川元有と下守護細川政春および両守護代に、「青説」を献上したとある。すなわち塚市中から極めて近い地に両守護の守護所があったことを示している。

④『正広 松下集』(私家集大成六)

〔長享元年(一四八七)三月〕

同此、泉州細川阿波入道常泰より、百首をよみたまひて点を

所望あるに、三代参会申心にて、おくに一首書付侍る、

わが身けふ三代のこと葉の花をみて、春や昔の影そ恋しき

(長享二年)

卯月廿日、細川阿州よりすゝめ給う給ふ

首夏風

夏来てはしけき信田の杜のはの千枝も風の声をおさまる

(長享二年)

(十一月) 八日、細川阿州より法楽とて題を給はる

この頃堺では、文明十一年(一四七九)大和長谷寺より堺北庄の智恵光院に移住した招月庵正広らを中心に、金光寺や引撰寺で盛んに歌会が催されていた。『松下集』によると、長享元年(一四八七)三月、和泉下守護細川阿波入道常泰(頼久)が百首歌の点を正広に依頼している。翌長享二年四月二十日にも正広の許に一首を贈っており、同年十一月八日にも正広の許に歌題を送っている。下守護細川常泰(頼久)が堺の正広の近辺にいたことが理解できる。

④「大乘院寺社雑事記」十卷

○明応二年(一四九三)十月七日条

一、去四日於紀州誉田与根比合戦、(細川元有基経)和泉両守護細川立之云々、

高野衆数十人被打云々、大和衆一人も不罷立、屋形次郎八二里計出陣、一向不可成事也云々、

○明応四年十月六日条

一、和泉国両守護ハ紀州方ニ成了、上守護内返遣越智方、紀州勢共打入城構、不及合戦、細川紀州申合事在之云々、

「大乘院寺社雑事記」明応二年(一四九三)一〇月七日条では、誉田氏が紀州に攻め入り、細川氏は和泉両守護(細川元有、基経)を立てたが、二年後明応四年一〇月二十六日条によると、「和泉両守護ハ紀州方ニ成了」という状況となっている。

これが、明応九年(一五〇〇)の両守護(細川元有、基経)の自害に連なる。即ち軍事力においては、圧倒的に紀州の畠山尚順勢が優っており、両守護は和泉に在国しながらも、降参・自害せざるを得ない地位にあったと思われる。

⑤「後慈眼院殿御記」明応九年(一五〇〇)八月〜九月条

八月廿八日

晴、或人云、尾張方昨日切入泉州、(細川元有基経)両守護□□防出陣神尾云々、

九月一日、

晴、(中略)伝聞、神尾合戦以外也、両守護依無勢可及難儀云々、

九月二日、

晴、晩頭或人云、於泉州神尾(基経)両守護自害、其外三百余人打死了、

仍今日尾張守越河内国了、則、京兆趣河州可合戦云々、（和泉政久）

「後慈眼院殿御記」明応九年（一五〇〇）八月二十八日、九月二日条は、和泉両守護（細川元有、基経）が自害した様子を記している。

八月二十八日、畠山尚順の紀州から和泉への攻撃に対して、両守護が出陣、九月一日和泉国神於寺で防戦一方に立たされ苦戦、九月二日ついに神於寺において自害したとある。

おそらく堺守護所から出陣した両守護は、あえなく神於寺において自害、このあと細川元常・政久が両守護に立てられる。

⑥「政基公旅引付」文龜元年（一五〇一）三月二十九日条

廿九日丑、霽、早旦立住吉宿至堺、就司令在庄両守護ニ寄與

去年国乱之後、未両守護居堺、皆申不例由、上守護申次中沢新兵衛尉、下守護申次

西村新右衛門尉也、各申懇勲之返事、下守護弥九郎者御下国目出

存、殊渡御無冥加候、尤雖可懸御目、四五日以外歎楽之間無其

儀候、必御在庄之間ニ致祇候可申入之由懇切之返事也、及申下

剋着無辺光院、近日所散在之番頭百姓等各為迎参向、皆以神妙

也、

『政基公旅引付』冒頭の和泉入国の部分である。文龜元年（一五〇一）三月二十九日、和泉に入国した九条政基は、先ず堺の守護所を

訪れる。守護所には、上守護細川元常を下守護細川政久の館が立ち

並び、それぞれ申次中沢新兵衛尉、西村新右衛門尉（通宗）が丁重に迎えるが、結局両守護は対面に出てこなかった。政基は、「去年国乱の後、未だ両守護堺に居す」と記しており、この館の場所こそ、当時の和泉守護所である。この文章だけでは、守護所の地を特定できない。

⑦「政基公旅引付」永正元年（一五〇四）九月九日・十日条

九日、抑今日根来寺之足軽材木屋与五郎先陣宗兵衛以下出張、

土生城以下放火了、後日聞、阿加陀・信田以下之城皆開之、了

守護ハ堺へ引退云々、

十日、件足軽等昨日之儀不及合戦、一国平均ニ依無敵人、阿加

太・信田以下近日両守護催國中拵之城共并守護所也、以下悉焼

払云々、

永正元年（一五〇四）九月、畠山尚順が紀州から和泉・河内へ攻め入り、またたく間に河内高屋城に入城した。

九月九日、和泉両守護は堺へ引退したとあるので、おそらく堺の守護所に入ったものと見られる。

一〇日、両守護は、守護所の一つであった泉大津以下を焼き払ったとあるので、泉大津が守護拠点の一つとして、何らかの城館があったと読み取れる。

⑧「政基公旅引付」文龜元年（一五〇一）五月十一日条

十一日、戊晴、從日根野在利来、青木入道令同導、一昨日御奉書則相触地下之条、百姓等祝着之由申了、守護使小々令徘徊地下之處、聞御奉書之子細退去佐野守護所也、面々等聊有思案之趣由風聞云々、

守護使が退去した所が佐野と記され「守護所也」の文言がある。

⑨「政基公旅引付」文龜三年（一五〇三）五月十六日条

晚陰、定使帰来云、（中略）仍持向多賀之館舊野、然而只今多賀ハ罷出也トテ非奏者、暫而女一人中屋者之爲也出来之間、尋奏者之處、皆々他行也、如何哉之申中間、自入山田多賀殿へ御奉書也、被歸家者慥渡之、於御返事着早々可被申入山田之由仰之處、慥請取申候、御歸候者可進覽候とて清取了、

「政基公旅引付」文龜三年（一五〇三）五月一六日条によると、和泉守護被官多賀氏の館が佐野にあったことがわかる。佐野も守護拠点の一つとして守護被官が常駐する館があったといえよう。このため、「政基公旅引付」文龜元年（一五〇一）五月一日条にも「佐野守護所也」と記されたのであろう。

大永六年（一五二六）十二月、細川元常が日根野景盛に堺南口合

戦の戦切を覚している。

⑩「日根文書」（東大史料編纂所影写本）

去十三日於堺南口合戦時、太刀疵二カ所并被鎮疵抽戦切粉骨之至無比類候、仍官途之儀申付候、弥忠節肝要候、謹言、

十二月廿八日（大永六年九） 元常（細川）（花押）
日根野五郎左衛門尉殿

大永六年（一五二六）一二月、細川高国方と細川晴元方の合戦が畿内で激しくなるが、細川元常は晴元方であった。

一二月一三日「堺南口合戦」があったが日根野五郎左衛門尉が、細川元常方として合戦に参加している。

⑪『朽木集下』（西福寺蔵）

（天文頃）
細川形部大輔殿へ千葉のあふひを くるるとて、

二葉より君にとおもふあふひ草花もいく代をかけてさくらん
（中略）

（天文十九年（一五五〇）頃）

和泉屋形五郎殿へつかはし侍る、
もたらすなよめくみある世の春雨をたのむしたのりの下草

『朽木集』に現れるところの、

天文頃の細川刑部大輔||元常カ

天文一九年頃の和泉屋形五郎||元常息カ

という二人の人物は、国府にいた燈誉了然と和歌の贈答を行っている。二人は堺の守護所に居た可能性が高い。

細川元常は、明応九年（一五〇〇）の元有販死後、和泉上守護家の家督を継いだ。元常は、天文二三年（一五五四）六月一日に死去したと伝えられる。其の子息で天文年間に家督を継いだのが五郎（晴貞）と考えられる^②。

四、守護（代）所岸和田関連史料の検討

『政基公旅引付』では、岸和田に守護代松浦守がいたことが窺える。この松浦氏の本拠地はどこであったのか、岸和田古城との関連を検討する必要がある。

堺の守護所が消滅の後、和泉支配の拠点はこの松浦氏の居た岸和田に移った。そのことが、近世和泉国支配の中心地が岸和田となることと関連が深いと考えられよう。

(一)、岸和田古城の新発見

岸和田市野田町一丁目に岸和田古城があることは古くから知られていた。

大正年間には「岸和田古城址」の石標が建立されている。

城郭跡の破壊の危機がせまった平成一八年（二〇〇六）二月、仁木宏氏らの調査で、大坂歴史博物館蔵「和泉国南日根郡城跡図」にある「南郡加守郷岸和田古城図」の一帖が岸和田古城図であることが明らかとなった。

岸和田古城図は、縦二八・二センチ×横四〇・五センチの肉筆図で、元禄七年（一六九四）書写の古図を文政九年（一八二六）岸和田藩士浅野秀肥が、現地測量の上、製図して作成したものである。

仁木宏氏の指摘によると、岸和田古城図には、「本城」「二之郭」などが描かれており、現在の地形にはあてはまり、東西約一八〇メートル、南地約一二〇メートルの拡大な城郭があったことが明らかとなった^③。

その上、平成一八年（二〇〇六）度の岸和田市教育委員会の現地調査によって、岸和田古城図の「本城」に当たる部分が確認された。その結果、岸和田古城跡を考える会と大阪歴史学会共催で、平成一八年一月二三日・平成一九年一月四日・同年二月二日・同年三月一八日にわたって「岸和田市民歴史シンポジウム」が開催され、地元と研究者が協力して、多方面からの研究が積み重ねられた。

(二)、岸和田古城の歴史

岸和田城は、なぜ岸和田という地名が冠せられるのか、古くから岸村に楠一族の和田氏が入ったためと人口に膾炙されて来た。

その一つが、『泉州志』にも掲載される次の伝承である。

『泉州志』（石橋直之筆）には、

岸和田城

余曾閱和田氏之家系、此地本岸村也、和田新兵衛尉高家始構

城郭住此、称之岸和田、後竟為邑名也、

とある。

「岸城古今記（文化一〇年頃成立）」にも

此地本者岸村也、和田新兵衛尉高家始而構城郭此に住、是を岸

和田と称す、後竟為邑之名也

とあるが、これは『泉州志』とほぼ同文であり、『泉州志』を典拠としている可能性が高い。

『和泉名所図会』（寛政八年（一七九六）刊）には、岸和田城創始の伝説が紹介されている。

楠正成の支族、和田新三郎高家、初めて城郭を構う。これより

岸和田という。もとは岸村なり。正慶二年、楠正成に撰河泉三

州を賜う。その時、和田新三郎高家に当国を与えて、和泉守と号す。

これらによると、楠一族和田新三郎高家が初代城主ということになる。

しかし、南北朝期の史料に現れるのは、「岸和田氏」である。

南北朝期に泉州で活躍した岸和田氏には、岸和田治氏・岸和田定

智・岸和田快智などの名が史料に現れる。（和^な田^た文書）。

岸和田治氏：延元元年（一三三六）五月～延元二年（一三三七）

一月

岸和田定智：延元二年（一三三七）四月～延元二年一月

岸和田快智：延元二年（一三三七）四月～延元二年八月

この岸和田氏は、和泉国大鳥郡和田郷^{なみた}に出自を持つ和泉和田氏一族と推定される。

したがって、楠一族の河内和田氏^{わだ}とこの和泉和田氏^{なみた}は別系統の氏族であって、岸和田に本拠をおいた和田氏は、和泉和田氏^{なみた}から出た一族である。

南北朝期に南朝方武士として和泉国に活動した岸和田氏は、室町期以降、守護被官として段銭徴収などに関与し、松浦守が守護細川氏から自立した後も、細川氏に従っていた。しかし、松浦氏が三好氏と結んで地域権力として地歩を固めると松浦氏に従った。

松浦氏は、明応年間（一四九二～一五〇二）に松浦盛が上守護細川氏の守護代として史料に現れる。

文亀元年（一五〇一）以後は、盛の跡を継いだと考えられる守が、守護関係史料に頻出し、享禄・天文年間（一五二八～五五）には、

守護から自立し判物を発給する地域権力となったと評価されている。^④

松浦守は、「政基公旅引付」文亀元年（一五〇一）三月吉曜条に、和泉国上守護代としての存在が確認されるのが初見である。

天文一七年（一五四八）、細川晴元と三好長慶の対立が激化すると、

松浦守は長慶方に付き、晴元方の細川元常と訣別した。翌年、撰津

江口合戦で晴元政権が崩壊すると、細川元常は、將軍義晴・管領細川晴元とともに近江へ逃走し、松浦守は、三好政権の下で名実ともに和泉国を支配したものと考えられている。^⑤

享祿二年（一五二九）五月、松浦守は、八木・加守池両郷と多治米村（ともに岸和田市域）の久米田池相論に判決を下している（『泉大津史』）。

この頃までに、松浦守は、堺の足利義維・細川晴元と結び、和泉国内の府中・大津周辺を制圧し、珍南荘も制圧している。以降、天文八年（一五四九）の江口合戦前年頃まで、細川元常・息五郎―守護代松浦守による和泉北部支配が続行し、根来寺・畠山氏や細川氏綱派勢力と対峙した。

松浦守の消息は弘治年間（一五五五〜五八）以後不明となり、代わって登場するのが、守の跡を継いだと思われる松浦万満である。

この松浦万満に対する三好権力の保障が、次の永祿初年（一五五八〜六〇）頃の「三好長慶書状」（九条家文書）である。

泉州事、從養父周防代并一存被申付、以前自無相違、可有存知候、為其以一札中候、恐々謹言、

卯月廿三日 （三好） 長慶（花押）

松浦万満殿

三好長慶が松浦万満の泉州支配を承認するとともに、在地支配の実際は養父岸和田周防守と十河一存に申し付けることとしている。

十河一存の岸和田入部が永祿元年（一五五八）一二月頃、没年が

永祿四年であるので、おそらく永祿初年頃の文書であろう。

永祿元年一二月頃、十河一存が岸和田城へ入城したことは、次の「浄心院快栄書状」（板原家文書）にあり、一存が岸和田周防守と共に松浦万満を補佐し始めたと考えられる。

「浄心院快栄書状（板原家文書）」に、次のようにある。

近日者不申通候、御床敷存候、（十河）一存 岸和田入城旁御大慶候、

寺内儀者、可被成御察候、知行等相渡間敷候哉、内々申事候、

雖然当年儀者大方相濟候て肝要存候、拙者儀、松田別て被懸御

目候間、只今儀者然候と知意無之間、毎事御取成所仰候、富石

於于今無別儀候、自然御用儀候者、可承候、将又去年代物利平

式貫四百文請取申候、先主かたへ渡申候、何様重て可申承候間、

不能一二候、恐々謹言、

（永祿元年） 十二月十二日 浄心院快栄（花押）

（多賀重隆守） 多美御宿所

「乗源印清書状」（大和古文書聚英）によると、

態注進令申候、仍此方日損以之外候、仕合難調存候、就其去廿

七日に、從十河方御納所之儀相被押候、様躰者、岸和田周防守

殿へ被申事に、九条殿、法隆寺分知行可有子細在之間其御意得

可被成由、達而被申候、子細有間於可被召者、兎も角も不存由

返事佐藤如此候、一度武家之手に渡候て者、向後之儀不可然存

候間、下用（司カ）拙者致登城雖申分候調不申候、寺家之御儀

を得可致候へ共、日数相延候へハ如何存候て、少樽錢入申候共、寺田殿に御馳走被成候て可給之由頼申候処、其筋目次馳走候て可被見由候、従寺家も周防殿并寺田殿へ御馳走可被入頼由、態と御状被遣候之間、可然存候、十河殿へも無承引迄も御状被遣候へ者、国之開可然候哉、不慮之申事出来候て迷惑仕候、委細者盛音可申候、恐々謹言、

九月廿九日 印清(花押)

とある。

『大和古文書聚英』に十河一存による法隆寺領和泉国珍南荘の押領について、法隆寺僧印清が寺家を送った一連の文書が残る。

その年代は、十河一存が和泉に在国していた時期であるので、永禄元年(一五五八)から三年の文書と推定されている^⑧。そこには、珍南荘が十河一存に押領され、印清は十河の押領を停止させるため寺家へ岸和田周防守と寺田某への幹施を頼み、その結果十河による押領が停止されたことが記されている。この頃の松浦家の棟主が万満でその養父が岸和田周防守と推定される。

「嚴助大僧正記」(永禄五年三月六日条)には、昨日七ツ時分、於泉州三好入道実休・同名下野打死、其外人衆三百計当座打死、追々打死衆五千計云々、実儀可問之、岸和田城ハ未落云々、

とある。岸和田城は三好方が畠山方(根来寺方)と対峙する最前線にあった。

永禄五年(一五六二)三月の両者の戦い久米田合戦では、三好実休らが討死している。

しかし、「岸和田城は未だ落ちず」と記されている。

「細川両家記」永禄九年条に次のようにある。

同七日(永禄九年二月)に三好方高屋城より左京大夫殿始て御同名衆其外諸勢壹万三千計打出、堺際へ押よせられければ、高政・安見堺より打出、泉州衆は家原より取出、上芝と云処にて合戦有、何れの口々も畠山方切見て、三好方へ打取首数三百六と注文有、然ば、畠山殿も安見美作守も境中へ忍入なり、軍相果由候也、和泉国衆討死して残衆岸和田へ被籠由候、その已後

に八月中頃、三好方へ帰参由候、三好方は境へ被打入本望の由に候、

永禄五年(一五六二)の久米田合戦、河内教興寺合戦など、三好長慶と畠山高政の対立関係の中で、松浦氏は一貫して三好氏方に加わっている。

「細川両家記」によれば、永禄九年(一五六六)二月、泉州家原合戦に、松浦氏ら泉州衆は畠山高政方として参戦したが敗れ、「和泉国衆討死して残衆岸和田へ籠もられる由に候」という状態になった。しかし、同年八月頃には、再び三好氏方に帰参したとある。

織田権力が和泉に入部した永禄一二年(一五六九)以降、岸和田古城は大改造され、現在の織豊系城郭岸和田新城が生まれた可能性が高いと考えられる。

それでは、岸和田古城は、いつ頃からいつ頃まで使用されたのであろうか。それは考古学的調査とその検討を待たねばならない。

参考までに、平成十九年（二〇〇七）七月十六日の岸和田市教育委員会「岸和田古城発掘調査(第三次)現地説明会資料」は、次のようにまとめている。

一、岸和田古城跡が、中世の城郭跡であったことが確認できました。

二、岸和田古城跡は、大阪歴史博物館所蔵『和泉国南日根郡城跡図』のうち一帖「岸和田古城図」に描かれた「本城」に該当する可能性が高いことが確認できました。

三、土塁を築造する前に、地山を整形し城郭の平面形態を整え、水平な構築面を形成するため低い箇所には盛土を施し、整地を行っていることを確認しました。

四、整地土および土塁の構築土には、弥生時代から十四世紀の遺物が含まれていることを確認しました。（中略）

五、土塁で囲まれた工郭の生活面(当時の地表面)から出土した遺物から、十五世紀末から十六世紀初頭頃に廃絶したと考えられます。

六、I郭内に、二箇所でカマドを検出しました。またI郭内や周辺部から鉄カスを多数検出したことから鍛冶を行っていた可能性も指摘できます。カマドで検出した遺物から十五世紀後半頃に使用されていたと考えられます。

七、カマド構築時もしくはそれ以前の地層から、十五世紀後半頃の遺物を検出しました。

八、第一次調査の現地説明会におきまして、築造時期を十四世紀後半から十五世紀前半としていましたが、上記の資料を総合的に分析しまして、現存する遺構としての「岸和田古城」は、十五世紀後半に築造され十六世紀初頭頃には廃絶していたと考えられます。

五、今後の課題

守護所についての研究は、近年格段の進歩を見ている。

二〇〇四年岐阜市で開かれた東海考古学フォーラム岐阜大会では、「守護所・城下町を考える」というテーマのもとに、全国の事例が数多く報告され、『守護所と戦国城下町』（高志書院、二〇〇六年八月）として、出版されてもいる。

また、小嶋道裕氏著『戦国・織豊期の都市と地域』（二〇〇五年十一月青史出版）第二章「守護所」は、次のようにまとめている。

十四世紀末から十五世紀前半を中心とする地方国人館は、平地に存在する一町四方程度の方形館であり、内部は主殿・常御殿等に加えて、池を中心とした庭園、およびそれに面した室内儀礼の場としての会所の建物を伴う。周囲には、屋外儀礼の場としての馬場を伴うこともあり、また周辺一帯の地域が寺社群

によって区分されている場合もある。家臣・職人等の屋敷群などを周囲に伴うが、市場などは特に伴わず、経済的中心地としての機能はあまり強くない、(中略)

これに対し、守護所は約二町四方程度の規模を持つものが多く、館内部および馬場など周辺施設は、将軍邸を模倣した守護自身の館の他に、やや規模の小さい守護代・小守護代等の重臣の館や、迎賓館的機能を持つ大規模な禅宗寺院、それに家臣・職人等の屋敷群、および市町等に、一定の範囲が城下域として中心地機能を持っていた。

小嶋道裕氏の指摘する守護館は、約二町四方の規模を持ち、主殿のほか、守護代や重臣の邸館を持ち、迎賓館的役割を持つ禅宗寺院等を附近に持つという。

細川氏一族である和泉守護細川氏は、京都における細川管領邸の影響を受けた守護館を造営したことは十分想定できる。

堺という立地から考えてまず環濠内に居館があったのか、環濠外に守護所が造営されたのかが検討課題となるが、町衆の環濠都市が十分発達していない室町初期から守護所が造営されたことを考えると、私は環濠外と考える。

その場合、大仙遺跡が守護所もしくはその一部であったという可能性は捨てがたい。少なくとも武家館である城館が大仙遺跡にあったことは報告書の通りである。小嶋道裕氏の指摘する守護館の規模

を持っている。

残念ながら当時の発掘水準では、これを和泉守護所と確定することはできなかった。

しかし、今後大仙遺跡について文献学的調査・考古学的調査を進める必要があると考える。

さらに和泉守護権力の拠点と考えられる堺以外の都市、泉大津・泉佐野・岸和田のそれぞれの守護拠点の解明が、今後の和泉地域史研究の課題である。

註

- ① 前関白九条政基の日記。九条政基は、文龜元年(一五〇一)三月から永正元年(一五〇四)十二月まで和泉国日根庄に滞在して旅引付と題した日記を残している。一九九六年和泉書院刊を使用した。
- ② 岡田謙一氏「細川澄元(晴元)派の和泉守護細川元常父子について」『戦国期畿内の政治社会構造』所収、二〇〇六年、和泉書院。
- ③ 仁木宏氏「岸和団古城の歴史的評価をめぐって」『中近世における都市空間の景観復原に関する学際的アプローチ』所収、二〇〇七年。
- ④ 山中吾朗氏「和泉国松浦氏小考―永祿年間を中心に―」(『戦国期畿内の政治社会構造』所収、二〇〇六年、和泉書院)。
- ⑤ 山中吾朗氏前掲論文。
- ⑥ 山中吾朗氏前掲論文。

〈付記〉

本研究論集第四一集森田恭二『私心記』に見る枚方寺内町」に、誤りがありましたので、お詫びして次のとおり訂正します。

- 三四頁 上三行目実徒↓実従 上八行目実徒↓実従 上一八行目
実徒↓実従下九行目実徒↓実従 下一四行目実徒↓実従
下二〇行目実徒↓実従
三五頁 上一行目実徒↓実従 下一〇行目実徒↓実従
三六頁 上三行目興太左衛門↓与太左衛門
三七頁 上一行目実徒↓実従
三八頁 下二〇行目実徒↓実従